

第2章 契約・財産

○湖北環境衛生組合財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例

〔昭和60年12月12日
条例第9号〕

改正 平成18年2月15日 条例第4号

湖北環境衛生組合所有財産の交換，譲与，無償貸付等に関しては，石岡市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例（平成17年石岡市条例第69号）の例によるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は，公布の日から施行し，平成17年10月1日から適用する。